

組合員、ご家族、従業員のみなさまの病気やケガをサポート!!

全板連福祉補償制度 のご案内

団体割引
10%適用

団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・がん補償特約セット)

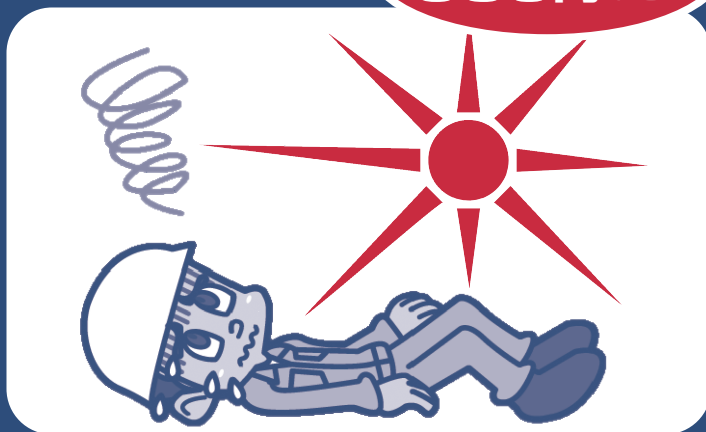
「熱中症危険補償特約」がセットされています!

月々
530円から!

傷害プラン

傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険

- 傷害プランにご加入いただくと、日射または熱射により被った身体の障害についても補償
- サルモネラ菌やO-157等による細菌性食中毒も補償



「特定精神障害補償特約」がセットされています!

がん・医療プラン

傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険

- がん・医療プランにご加入いただくとさまざまな病気や、がんによる入院等を補償
- がんで入院した場合は疾病入院保険金日額とがん入院保険金日額の両方が支払われます。



● このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

● この保険は全日本板金工業組合連合会を保険契約者とし、全日本板金工業組合連合会組合員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

● 傷害補償(MS&AD型)特約・疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全日本板金工業組合連合会)に交付されます。



全日本板金工業組合連合会(全板連)

〒108-0073 東京都港区三田1丁目3-37 板金会館内
Tel. (03) 3453-7698 Fax. (03) 3456-2781

取扱代理店

株式会社 星和ビジネスリンク

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田 NNビル4F
☎0120-288270(平日9:00~17:00) FAX03-5439-2380

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
広域法人開発部営業課 TEL03-6734-9608

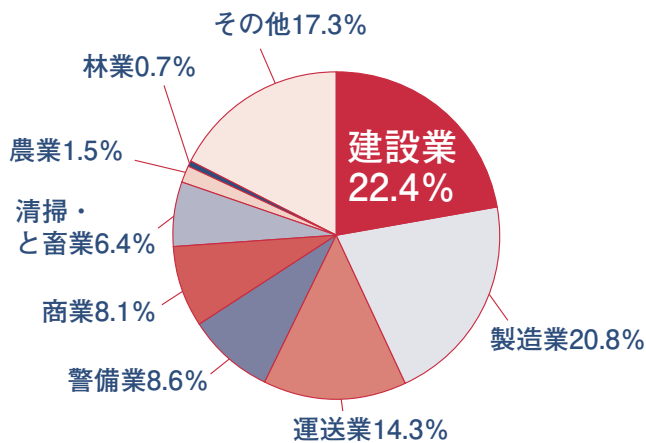
ケガの備えに「傷害プラン」

⇒2017年4月より**熱中症危険補償特約**をセットしています！

厚生労働省
令和2年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」より

厚生労働省
職場のあんぜんサイト労働災害データベースより

■業種別の状況



熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020年）
就業中に**熱中症**になられた方の中で
建設業の方の割合が最も多いです！

■事故例

61才 建築工事業

ガス本支管工事において、9時から現場作業開始。土木作業及び運転手として従事。
12時頃より体調不良があったが、休憩→作業→休憩を繰り返し、15時50分頃に自身の運転で帰社。
20時半頃、尿が少なく手足がつる感覚があったため、病院で診察を受けたところ、熱中症の診断を受け入院した
(2014年8月の発症事例)

熱中症は大丈夫だと思っていとも重症化するケースがあります！

補償内容と掛金

支払対象期間1,095日(入院・通院)、免責期間0日(入院・通院)
支払限度日数1,095日(入院)、90日(通院)

(保険期間＝1年間)

型	A	B	C	D	E	F
傷害死亡・後遺障害 保 険 金 額	100万円	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
傷害入院保険金 日 額	1,200円	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円	12,000円
傷 害 手 術 保 険 金	傷害入院保険金日額の入院中の手術10倍、入院中以外の手術5倍					
傷害通院保険金 日 額	820円	1,640円	3,280円	4,920円	6,560円	8,200円
月 額 掛 金	530円	1,060円	2,120円	3,180円	4,240円	5,300円

○上記掛金には、損害保険料（月額）と運営事務費が含まれています。内訳については、下記（型名：損害保険料・運営事務費）のとおりです。

A：470円・60円 B：940円・120円 C：1,880円・240円 D：2,820円・360円 E：3,760円・480円 F：4,700円・600円

○上記掛金のうち損害保険料には、団体割引10%を適用しております。

○熱中症危険補償特約、食中毒補償特約がセットされています。

国内・国外を問わず、交通事故はもちろん、
 仕事・スポーツ・旅行・家庭内での日常生活における
 事故によるケガに対し、保険金をお支払いします。

<事故の例>

交通事故
によるケガ



<事故の例>

建物の火災・
倒壊などに
よるケガ



旅行中
のケガ



スポーツ中
のケガ



階段から
落ちてケガ



仕事
中のケガ



熱中症危険補償特約

日射または熱射により
 被った身体の
 障害についても
 保険金をお支払いします。



(注)死亡保険金は対象外となります。

食中毒補償特約

細菌性食中毒および
 ウイルス性食中毒により
 被った身体の障害について
 保険金をお支払いします。



(注)死亡保険金は所定の条件に該当
 した場合に限ります。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、5 ページの『お支払いする保険金および費用保険金のご説明』をご確認ください。

お支払いする保険金

死亡 保険金

事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、傷害死亡保険金をお支払いします。

後遺障害 保険金

事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が発生したとき、傷害死亡・後遺障害保険金額に約款所定の支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金としてお支払いします。

入院 保険金

事故によるケガの治療のために入院したとき、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の入院を対象とし1,095日を限度に、その入院日数に対して傷害入院保険金をお支払いします。

手術 保険金

事故によるケガの治療のために所定の手術を受けたとき傷害入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします。

通院 保険金

事故によるケガの治療のために通院したとき、事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内の通院を対象とし、90日を限度として傷害通院保険金をお支払いします。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、5 ページの『お支払いする保険金および費用保険金のご説明』をご確認ください。

■国内・国外を問わず、がん・病気による入院・手術・放射線治療等を補償します。



病気の治療のために
入院したとき、
所定の手術を
受けたとき

病気の治療のため、
所定の放射線治療を
受けたとき

■がん入院保険金は入院を開始してから120日を限度にお支払いします。日帰り入院から補償します。



がんと診断確定され、
入院したとき、
所定の手術を
受けたとき

がんと診断確定され、
所定の放射線治療を
受けたとき

A cartoon illustration of a doctor and a patient. The doctor, on the left, is wearing a white lab coat, glasses, and a stethoscope. He is sitting on a stool and holding a large white sheet of paper. The patient, on the right, is wearing a blue long-sleeved shirt and is sitting on a stool, looking at the doctor with a surprised expression. In the background, there is a computer monitor and a small red exclamation mark icon.

がんと診断確定
されたとき
一時金として

**がん入院保険金、がん診断保険金、がん手術保険金、
がん放射線治療についてのご注意**

初年度契約の保険期間の開始日より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間が初年度)を経過した日の翌日午前0時より前であつた場合は、保険金をお支払いできません。

■ケガや病気により死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき葬祭費用保険金(実費)をお支払いします。

葬式の費用に



一時金としてお支払い

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、5 ページの『お支払いする保険金および費用保険金のご説明』をご確認ください。

（支払対象期間120日（疾病・がん入院）・支払限度日数120日（疾病入院）、免責期間0日（疾病・がん入院））（保険期間＝1年間）

○上記掛金には、損害保険料（月額）と運営事務費が含まれています。内訳については、下記（型名：損害保険料・運営事務費）のとおりです。

ア		イ		ウ		エ		オ	
810 円	200 円	1,010 円	270 円	1,410 円	310 円	1,770 円	420 円	2,070 円	390 円
2,520 円	350 円	2,920 円	440 円	3,600 円	350 円	4,330 円	210 円	4,710 円	250 円
6,680 円	250 円	6,840 円	250 円	9,590 円	70 円				

○上記掛金のうち損害保険料には、団体割引10%を適用しております。

○年令は、保険始期日（2022年4月1日）時点の満年令となります。

○特定精神障害補償特約がセットされています。(自動セット)

制度の取扱い

●加入資格

全日本板金工業組合連合会（以下、全板連）傘下の各都道府県組合に所属する組合員の方がご加入できます。

●被保険者（補償の対象となる方）

全板連傘下の組合に所属する組合員（組合員が法人の場合は、当該法人の役員または従業員）およびそのご家族からお選びいただいた方となります。ご家族とは、組合員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、組合員と同居の親族をいいます。

●加入年令

●傷害プラン

年令に関係なくご加入いただけます。

●がん・医療プラン

新規加入は満 15 才から満 65 才まで、既加入者の方は満 75 才まで継続加入できます。

（注）健康状態告知書質問事項（がん・医療プラン）の回答内容や加入申込票記載事項（年令、他保険加入状況、保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●ご注意

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

●自動継続扱について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年令（がん・医療プラン）および保険料率によって計算されます。

（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

（注）「傷害プラン」は傷害死亡保険金受取人の指定はできません。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

●保険期間（ご契約期間）

保険期間は 1 年で、2022 年 4 月 1 日午後 4 時～2023 年 4 月 1 日午後 4 時までとなります。なお、中途加入者につきましては中途加入日～2023 年 4 月 1 日午後 4 時までとなります。以後は毎年 4 月 1 日を更新日とし、保険期間 1 年で継続します。

●制度の運営

この制度は全板連が保険契約者となり、損害保険会社と締結した傷害補償（MS&AD 型）特約・疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険の団体契約に基づいて運営します。（公的な共済制度ではありません。）

●加入手続きおよび補償開始日

加入手続きは各都道府県組合を通じ、全板連にて行ってください。4 月 1 日より補償開始となる場合の加入手続きについては 2022 年 3 月 15 日（全板連到着分）までとなります。更新日以降は毎月 25 日までにお申し込みのあった分（全板連到着分）については、それぞれの翌月 1 日から補償開始となります。

次年度以降については、特にお申し出のない場合、前年度と同一加入プランにて継続扱とさせていただきますので、手続きは不要です。

●保険金額変更（傷害プラン）・脱退手続

保険金額変更・脱退の場合はすみやかに各都道府県組合を通じ、全板連へご連絡ください。

各月の 25 日までに全板連本部に書類が提出された場合は翌月 1 日の変更・脱退となります。

●掛金の払込方法

各都道府県板金工業組合が決定した方法に従ってください。

【掛金は、各都道府県組合を通じて全板連に払込みます。】

【保険金の請求手続き】

保険金請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。

●がん・医療プラン

保険請求に該当したときは 30 日以内に各都道府県組合を通じ、全板連へご連絡いただくか、または取扱代理店・引受保険会社へご連絡ください。引受保険会社より所定の書類をお送り致します。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

※ 1 か月単位で請求できます。

●傷害プラン

保険事故に該当したときは 30 日以内に各都道府県組合を通じ、全板連へご連絡いただくか、または取扱代理店・引受保険会社へご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。治療終了後備え付けの所定の書類によって請求手続きをしてください。

※ ご請求は治療が終了してからとなりますが、入院が 1 か月以上続く場合は中途での請求が可能な場合がありますのでご相談ください。

【税法上の取扱い】

法人事務所が負担した保険料は全員付保の場合、役員分も含めて全額損金として認められます。

個人事業所の場合、従業員のために負担した保険料は、全額必要経費として認められます。

※ 詳しくは、お取引の顧問税理士等へお問合わせ、ご相談ください。

重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明

詳しくは下記コード・URL より重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。
下記コード・URL からご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dsmsad2008.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

①傷害プラン、がん・医療プラン



① https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dsmsadaa2106.pdf

②がん・医療プラン（費用）



② https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dshiyouaa2106.pdf

サービスのご案内

傷害プランに加入された被保険者（補償の対象となる方）は①のサービス、
がん・医療プランに加入された被保険者（補償の対象となる方）は①～③のサービスをご利用いただけます。

①【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

②【健康安心サポート】

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET 検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／
認知症 TESTER（テスター）
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

③【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

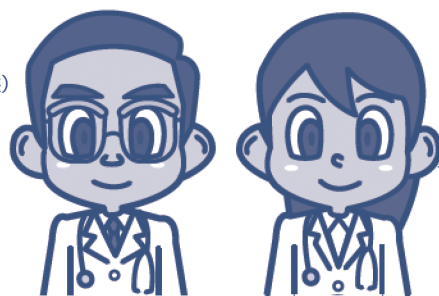
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または各都道府県組合までお問い合わせいただき、「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。



(2021 年 10 月承認) A21-102617